

**(参考) 認知症ケア加算 1 施設基準自主点検表**

- (1) 医療機関内に、以下から構成される認知症ケアに係るチーム（認知症ケアチーム）を設置しているか
- (2) 看護師は、原則週 16 時間以上、認知症ケアチームの業務に従事しているか
- (3) 認知症ケアチームは、以下の業務を行っているか
  - ア 認知症患者のケアに係るカンファレンスが週 1 回程度開催されており、チームの構成員および当該患者の入院する病棟の看護師等、必要に応じて当該患者の診療を担う医師などが参加しているか
  - イ 認知症ケアチームは、週 1 回以上、各病棟を巡回し、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況の把握や病棟職員への助言等を行っているか
  - ウ 認知症ケアチームにより、身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケア手順書（マニュアル）を作成し、医療機関内に周知し活用しているか
  - エ 認知症ケアの実施状況等を踏まえ、定期的に手順書の見直しを行っているか
  - オ 認知症ケアチームにより、認知症患者に関わる職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修を定期的実施しているか
- (4) 認知症患者に関わる全ての病棟看護師等は、原則として年に 1 回、認知症患者のアセスメントや看護方法等について、認知症ケアチームによる研修または院外の研修を受講しているか
- (5) 医療機関において、認知症ケアチームが組織上明確に位置づけられているか